

# 政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

(平成28年9月1日 まち・ひと・しごと創生本部決定)

－中央省庁の地方移転 今後の取組のポイント－

文化庁の全面的な移転

## 文化庁 (独)国立文化財機構 (独)国立美術館 (独)日本芸術文化振興会

- 京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。
  - ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。
  - ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。
- なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。

本庁の拠点整備等

## 消費者庁 内閣府消費者委員会 (独)国民生活センター

- 「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。
- 徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- 3年後を目途に検証し、見直しを行う。

## 総務省統計局 (独)統計センター

- 和歌山県に「統計データ利活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

地方支分部局等の体制整備

## 特許庁 (独)工業所有権情報・研修館

- 平成29年度に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内に設置する。

## 中小企業庁

- 地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。

## 観光庁

- 各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。

## 気象庁

- 津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。